

平成28年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年12月14日（水）午前9時開議

- 日程第 1 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 同意第 5号 板倉町教育委員会教育長の任命について
日程第 3 議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 4 議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 5 陳情第 6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
日程第 6 閉会中の継続調査・審査について

議事日程（第3号の追加1）

- 日程第 5 議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について
日程第 6 議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について
日程第 7 議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について
日程第 8 議案第60号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約について

議事日程（第3号の追加2）

- 日程第 9 発議第 2号 議案第57号外3号 板倉町役場庁舎建設事業に係る工事の契約に対する附帯決議

議事日程（第3号の追加3）

- 日程第11 発議第 3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 小林武雄 | 議員 | 2番 | 針ヶ谷稔也 | 議員 |
| 3番 | 本間清 | 議員 | 4番 | 亀井伝吉 | 議員 |
| 5番 | 島田麻紀 | 議員 | 6番 | 荒井英世 | 議員 |
| 7番 | 今村好市 | 議員 | 8番 | 小森谷幸雄 | 議員 |
| 9番 | 延山宗一 | 議員 | 10番 | 黒野一郎 | 議員 |
| 11番 | 市川初江 | 議員 | 12番 | 青木秀夫 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
鈴木優	教育長
中里重義	町長補佐
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長
橋本宏海	農業委員会 農事事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

伊藤良昭	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
小林桂樹	行政安全係長兼 議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

総務文教福祉常任委員長より委員会付託案件の審査報告がありましたので、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査・審査申出書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○青木秀夫議長 日程第1、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。ずっと議会、今日までお世話になってきたわけではありますが、最終日でございます。準備の都合上ということで、追加日程ということで諮問5号以下をお願いいたす予定として上程させていただきました。また、今日は雨の中、多くの傍聴者の皆様方にもおいでいただき、大変ありがとうございます。

早速諮問第5号の提案理由について説明を申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦であります。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

現在、その職にあります西地区の横塚智子氏が、来る平成29年3月31日をもって2期6年の任期満了となることに伴う後任者の推薦であります。今回の人事に当たっては、現在、男性4名、女性1名の人権擁護委員により活動をいただいておりますが、女性相談者への配慮並びに女性の人権問題への充実を図るため、女性委員を後任者としまして、慎重に検討した結果、

氏 名 荒井美津枝氏

生年月日

住 所 板倉町大字板倉

を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

荒井美津枝氏は、板倉町役場を退職後、板倉町社会福祉協議会の日常生活支援員や、朗読ボランティア声のリボン等で活動し、福祉サービスの援助を行っており、人格並びに識見ともに高く、人権思想の普及及び

人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、適任者として選任したいと思ひます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては、ただいま申し上げたそのままでございますので、以下、担当課長の説明は予定しておりません。よろしくお願ひいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより諮問第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、諮問第5号は原案のとおり同意されました。

○同意第5号 板倉町教育委員会教育長の任命について

○青木秀夫議長 日程第2、同意第5号 板倉町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案は、鈴木教育長の一身上に関することありますので、鈴木教育長の退場を求めます。

〔鈴木 優教育長退場〕

○青木秀夫議長 町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、同意第5号であります。板倉町教育委員会教育長の任命についてということで、その提案の理由を申し上げたいと思ひます。

本案につきましては、教育長、鈴木優氏の教育委員としての任期が平成29年1月18日をもって任期満了となりますので、それに伴う人事であります。

教育長の任命につきましては、平成27年4月1日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、任期は3年ということになりました。今までは4年ということでしたが、任期は3年ということになりました。

鈴木優氏は、教育長として平成25年1月19日から4年間、その高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、その職務を遂行していただいているところでございまして、引き続き小学校の再編等々も含め、大きな課題もございまして、適任者として引き続き、

氏 名 鈴木 優氏

生年月日

住 所 板倉町大字板倉

を教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同じく、以上でございますので、担当課長の説明は予定しておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

ここで、鈴木教育長の入場を許します。

〔鈴木 優教育長入場〕

○青木秀夫議長 ここで、町長より、鈴木教育長に挨拶させたい旨申し出がありましたので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ただいまは、同意第5号 板倉町教育委員会教育長の任命についてご提案を申し上げましたが、全員の皆様にご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、鈴木教育長に挨拶をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 鈴木教育長。

〔鈴木 優教育長登壇〕

○鈴木 優教育長 ただいま教育長の選任に当たりましてご同意をいただき、ありがとうございます。4年を私自身終えようとしている今、まだまだ解決すべき課題が存在しております。とりわけ小学校再編問題、延長を明言したばかりです。再編の実現、開校は果たすべき大きな責務であると感じております。また、町の子供たちの学力向上に向けて、目指す手だての強化、英語の教科化に向けての準備等々着々と進めておりますけれども、いまだ何一つ私自身成就感を味わっておりません。こういう現実が私の目の前にあります。今後も継続して、これら不安部分の確認、解消に精いっぱい努力する所存でございます。議員各位におかれましては、よろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

○青木秀夫議長 日程第3、議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第56号であります。平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

本案は、庁舎建設に関する工事を、当初平成28、29年度の2カ年度事業で予定していたものが、平成28年度から30年度までの3カ年度事業となる見込みとなったことに対応するため、また入札結果等を踏まえた所要の補正をするための補正予算案であります。

まず、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億5,315万円を減額し、歳入歳出予算の総額を66億6,079万1,000円とするものでございます。

歳入予算は、繰入金に3,301万8,000円を追加し、国庫支出金から816万8,000円、町債から2億7,800万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出予算は、総務費から2億5,315万円を減額するものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、平成30年度までの3カ年度事業となることに対応するため、庁舎用地造成工事費、期間、平成29年度、限度額5,314万円、非常用電源設備工事費、期間、平成29年度から平成30年度まで、限度額4,965万円を追加し、庁舎建設工事監理業務委託料の期間、平成29年度を平成29年度から平成30年度までに変更、庁舎建設工事費の期間、平成29年度を平成29年度から平成30年度までに変更、限度額11億7,000万円を8億6,476万円に変更するものであります。

最後に、地方債につきましては、一般事業債、これは庁舎建設事業に充てるものでありますが、を2億円からゼロ円に、公共事業等債、同じく庁舎建設事業ですが、を1,470万円から同じくゼロ円に、緊急防災・減災事業債、同じく庁舎建設事業ですが、それを5,220万円から3,850万円に、緊急防災・減災事業債（庁舎非常用電源設備整備事業）を8,270万円から3,310万円に変更するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

この件についても、以上のとおりでありますので、担当課長の説明は計画しておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第56号は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時17分）

再 開 （午前 9時35分）

○青木秀夫議長 再開いたします。

先ほど予算決算常任委員長より、委員会付託案件の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

○議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

○青木秀夫議長 日程第4、議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

今村予算決算常任委員長。

[今村好市予算決算常任委員長登壇]

○今村好市予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、先ほど審査を行いました。審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。初めに、審査の内容について申し上げます。担当課長からの説明を受け、質疑応答を行い、慎重な審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省略いたします。

次に、審査結果について申し上げます。

議案第56号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第5号）については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○青木秀夫議長 挙手多数であります。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休 憩 （午前 9時39分）

再開 (午前 9時41分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

○日程の追加

○青木秀夫議長 先ほど町長から、議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について、議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について、議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について及び議案第60号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約について、以上の4議案が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

お諮りいたします。これら4議案を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、議案第57号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について

議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について

議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について

議案第60号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約について

○青木秀夫議長 日程第5、議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について、日程第6、議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について、日程第7、議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について及び日程第8、議案第60号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約について、以上の4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、議案第57号から第60号までの4件は、ただいま議長からお話がありましたように関連がございます。したがって、一括して説明をいたす予定でございます。

議案第57号 板倉町役場庁舎建設事業造成工事第1期工事の契約について、同じく議案第58号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の契約について、同じく議案第59号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の契約について、同じく議案第60号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の契約についてをご説明申し上げます。

本4案につきましては、板倉町役場庁舎建設事業に係る造成工事第1期工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、本4案は、本年9月定例議会に提出させていただいたものであり、新庁舎建設の目的、契約金額、契約方法、契約相手方は変わりませんが、工期を変更し、本定例議会に再度提出させていただくものであります。

工期につきましては、庁舎建設事業に係る補正予算でも説明したとおり、9月定例議会から3カ月経過しております関係上、そのままスライドして3カ月スライドの延長をすることになっております。

なお、この工期のスライドにつきましては、落札者4者と協議し、承諾を得ております。

それでは、議案第57号から第60号までの契約金額、工期、契約の相手方について説明させていただきます。議案第57号の造成工事第1期工事の契約金額につきましては8,856万円、うち消費税は656万円でございます。

工期については、平成29年5月末日までであります。

契約の相手方につきましては、尾崎建設株式会社でございます。

議案第58号の建築工事の契約金額は10億4,220万円であります。うち消費税は7,720万円でございます。

工期につきましては、平成30年6月20日までであります。

契約の相手方につきましては、河本・徳川板倉町役場庁舎建設事業建築工事特定建設工事共同企業体であります。

同じく議案第59号の電気設備工事の契約金額につきましては1億5,066万円、うち消費税は1,116万円でございます。

工期については、平成30年6月20日までであります。

契約の相手方につきましては、菅谷電気工事株式会社でございます。

同じく議案第60号の機械設備工事の契約金額につきましては2億4,840万円、うち消費税は1,840万円でございます。

工期につきましては、平成30年6月20日までであります。

契約の相手方につきましては、ヤマト・神寛板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事特定建設工事共同企業体でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、以上でございますので、担当課長の説明は予定いたしません。

○青木秀夫議長 これより4議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。反対討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○青木秀夫議長 では、ほかに討論ある方は、賛成討論でも結構ですから。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山です。本案について、賛成の立場から討論させていただきます。

新庁舎建設につきましては、多くの町民が新しい庁舎ができることについて、夢また期待を持っておったわけでございますけれども、先般9月の議会におきまして庁舎建設工事が否決という結果となりました。そして、現在に至っておるわけでございます。

過日、板倉町長選が実施されましたが、選挙の争点となりました合併と庁舎建設、町民の判断は、一日も

早くつくるべきと訴えた現職を選択いたしたわけでございます。新庁舎建設は、合併を見据えた建物であることや、いつ不測の事態が来るかもしれない災害に対しても対応できる設計であるということは言うまでもございません。加えて今回落札額を見ても、町にとっても町民にとっても有利な結果で落札されております。町民は、今何を求めているのかしっかりと受けとめ、多くの意見を把握し、希望に応えられる対応をする必要があるわけでございます。町民の利益を最優先に考えることから、本案につきましては賛成といたします。

以上です。

○青木秀夫議長 反対討論の方ありませんか。これ4議案についての全体についての討論ですから、どの何号についてでも結構ですから、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 では、ほかに賛成討論される方ございますか。

市川議員。

○11番 市川初江議員 11番、市川です。本日、再度提案されました議案57号から60号の4議案に対しまして、私は賛成の立場で討論させていただきます。

板倉町におきましては、本庁舎老朽化のため、新庁舎建設がそれぞれの立場で町を代表する方々30名で、4年間にわたり慎重審議を重ねてまいりました。庁舎建設と合併協議会の2つの大事業が進んでおりますが、庁舎建設は合併を視野に入れた設計となっており、何よりも大事なことは防災拠点となる庁舎であり、町民の避難所となる庁舎であります。多目的に使用できる設計としてあり、言いかえれば住民福祉の向上に寄与する公共施設として活用できるということです。合併があろうがなかろうが、合併には関係なく、町民にとって必要な庁舎です。それぞれの立場での町民の代表である建設委員の方々の思い、住民を代表する区長さん方の要望書は、議員として民意を重く正しく受けとめるべきであります。

また、11月6日の町長選では、庁舎建設と合併問題を問う選挙となりましたが、一日でも早く庁舎を建ててほしいという町民の声が反映された結果だと思えます。また、何といても庁舎建設は町単独事業であり、建設費のほとんどが町民の税金で賄われる事業ということですから、少しでも安く、無駄な税金を使わないようにしなければなりません。

本日このたびの4議案においては、入札も落札も公正かつ適正に行われており、業者の方もしっかりした業者であり、何よりも落札額が予定価格より大幅な格安で落札されました。3階建てが2階建ての価格で建設できるものであり、町民にとっては喜ばしいことでもあります。また、庁舎建設により町民の安心安全が確保できますので、本日の4議案に対しまして、私は賛成いたします。

以上です。

○青木秀夫議長 ほかにありますか。賛成討論でも結構ですよ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 なければ討論を終結いたします。

それでは、これより議案ごとに採決していきたいと思えます。

議案第57号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○青木秀夫議長 挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○青木秀夫議長 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○青木秀夫議長 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○青木秀夫議長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休 憩 (午前 9時58分)

再 開 (午前10時00分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

○日程の追加

○青木秀夫議長 先ほど亀井伝吉議員から、発議第2号の提出があり、お手元に配付いたしました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○発議第2号 議案第57号外3号 板倉町役場庁舎建設事業に係る工事の契約に対する る附帯決議

○青木秀夫議長 日程第9、発議第2号 議案第57号外3号 板倉町役場庁舎建設事業に係る工事の契約に対する附帯決議を議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

亀井議員。

[4番 亀井伝吉議員登壇]

○4番 亀井伝吉議員 4番、亀井です。よろしく願いいたします。

議案第57号外3号 板倉町役場庁舎建設事業に係る工事の契約に対する附帯決議。

上記の決議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。平成28年12月14日提出。提出者、板倉町議会議員、亀井伝吉、賛成者、板倉町議会議員、小林武雄、本間清、延山宗一、市川初江、青木秀夫。

以上でございます。

〔理由〕という人あり

○4番 亀井伝吉議員 済みません。板倉町は、板倉町役場庁舎建設事業に係る工事の契約締結に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1、館林市との合併協議が進んでいることに鑑み、同市との合併が実現し、議会の移転及び職員数の減少など行政機能の縮小があった場合でも、新庁舎を災害拠点や、緊急避難所、図書館等の文教施設及び介護・保健施設、子育て関連施設へ転換するなど、住民福祉の向上に寄与する公共施設として活用すること。

以上でございます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○青木秀夫議長 挙手少数であります。

よって、発議第2号は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

休 憩 (午前10時06分)

再 開 (午前10時20分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

○陳情第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

○青木秀夫議長 日程第10、陳情第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題といたします。

本陳情については、総務文教福祉常任委員会へ付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の

報告を求めます。

市川総務文教福祉常任委員長。

[市川初江総務文教福祉常任委員長登壇]

○市川初江総務文教福祉常任委員長 それでは、総務文教福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、12月9日に審査を行いましたので、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、陳情第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてであります。

審査に当たりましては、陳情の趣旨及び内容を確認し、委員全員から意見を伺い、慎重なる審査を行いました。委員からは、地方議会議員のなり手不足の解消、議員を志す人材の確保等の観点から、妥当との意見が主でありました。

審査結果について申し上げます。

陳情第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、採決の結果、委員全員の賛成をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより陳情第6号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択されました。

ここで暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

休 憩 (午前10時24分)

再 開 (午前10時26分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

○日程の追加

○青木秀夫議長 先ほど市川初江議員外5名から発議第3号の提出があり、お手元に配付いたしました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

○発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

○青木秀夫議長 日程第11、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

市川議員。

〔11番 市川初江議員登壇〕

○11番 市川初江議員 それでは、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてご説明させていただきます。

この意見書の提出については、陳情6号の採択に伴いまして、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

意見書につきましては、議会事務局長に朗読をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わりますが、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 続いて、提出された意見書を議会事務局長に朗読させます。

伊藤事務局長。

○伊藤良昭事務局長 それでは、命によりまして朗読をさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月14日。群馬県板倉町議会。

提出先につきましては、市川議員説明のとおりでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

原案の賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○閉会中の継続調査・審査について

○青木秀夫議長 日程第12、閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査・審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定いたしました。

○議長発言

○青木秀夫議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますが、その前に私のほうからも少し発言をさせていただきたいことがありますので、少々お時間をいただきたいと思います。

先ほど亀井議員から、庁舎建設に関連する各議案に対して附帯決議案が提案されましたが、残念ながら賛成少数ということで否決されてしまいました。今後庁舎建設に関しては、これから1年半かけての工事期間があるわけですので、工事着手から完成までの約1年半の間に庁舎建設委員会等も、これからも開かれていきますので、附帯決議案の内容について尊重しながら、将来に向かって、将来を見据えた庁舎建設ができるように執行部の方にもよろしくお願ひしたいと思います。私からも強く要望したいと思います。

2点目につきましては、今館林市との法定合併協議会がご存じのとおり進んでおります。3回目が終わったところで、ようやく実質審議に入る段階になっております。この法定協のスケジュールどおり進みますと、新市基本計画案の策定も来年の4、5月ごろには決定されるのではないかと。それに並行して住民説明会等も行われていくわけですが、これが策定されますと群馬県との協議とか、あるいは国への報告と、いろいろ外部の関係ともかかわってくるわけですね。そして、その間もそうですけれども、その後も全ての事業項目の調整に、館林市、板倉町、両市町の多くの関係職員がかかわって、時間と労力を必要とするわけですね。法定協成立までは、1年半から2年ぐらいの時間がかかるとも言われておりますが、県や国をはじめ両市町の職員を煩わすことにもなりますので、その労を無駄にしないためにも、合併の賛否は早目に確認していったほうがよいかなと思っております。

本来であれば、少数意見の方は不満があっても多数意見に従うというのが民主主義の基本原則であるわけですが、それでもなおほかにもいろいろな道があるのではないかなということもあって、その一つとして住民投票の実施とか、そういったことで住民の意思を確認していくということも一つの方法だという意見も出ておりますので、ぜひ早目に住民投票の実施を心がけていただければと思うのです。早目に住民投票を実施しないと、法定協の協議が進んでいきますと、新市基本計画の策定となるようなことになるわけです。ですから、新市基本計画の策定前に、できれば住民投票の時期が望ましいのかなと思っております。それには、来年の29年1月、遅くとも3月ごろには住民投票条例を制定して住民投票を実施するというようなスケジュールをとらないと、新市基本計画の策定に至ってしまうのではないかなと思うのです。県、国あるいは館林市、板倉町の多くの関係職員の労力を無駄にしないためにも、新市基本計画策定前の住民投票の実施を期待しておるところです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

住民投票の手續については、いろいろなところで話が出ております。「広報いたくら」12月号の町長の就任挨拶の中にも、詳しく、わかりやすく載っております。住民投票の手續は非常に簡単ですので、簡単に実施できると思ひますので、ぜひ早目に実施していただければと思うのです。本来でいけば、議会が8対3で法定協議会に賛成したわけですので、議員が提案者となるのには、非常に民主主義のルールからしますと矛盾することになるわけですが、住民の発議で時間がかかって間に合わないというのであれば、ぜひ議員みずから住民投票の発議者になって実施していただければと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の発言を終わらせていただきます。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 続きまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、9日間の日程で開催された第4回の定例会、先ほどは追加議案も含めてお世話になったわけですが、閉会のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

各委員会での補正をはじめとした事務調査等熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。また、2日目、一般質問では、私が就任して32回の定例会があったわけですが、今回選挙の直後でもありましたので、相当数の議員さんの一般質問もあるのかなと想定をいたしたところですが、何と32回の中で最少の1人という質問者であり、当方としてもそれをどう理解していいのかわかり、喜んでいいのかも含めて不思議な、何となくそんな気持ちもいたしたわけがあります。

いずれにしても、その中で、議長たる立場を別にして、青木議員には一般質問をいただき、そういう意味ではご苦労さまでありました。教育行政のあり方等については、テーマとなった義務教育のあり方については、青木氏そのものの持論の展開をされたようでございますし、また小学校再編については進捗状況と今後の見通しを、そしてただいまもお話がありましたが、住民投票については制度の中身を問う質問でありました。それぞれ当町の今の差しかかった時点における重要なテーマであろうかなとも思っておりますが、まずはただいまもりました住民投票制度について、ぜひわからない点がある議員さんは、しっかり知識の習得

をお願いしたいと思います。

その上で、現在進行中の事案がどうも町民の考えていることと違う、あるいは自分自身もちろん思う、理屈はどうしても町民の皆様の判断を参考にする以外にないと思う方、それはグループでも結構であります、行動を起こすというのが、その行動が住民投票でありまして、それが原点であります。法定協設立時に町長に与えられた住民投票の実施権と、条例を制定して行くこれからの住民投票の違いはどこにあるか、町がその中で関与できるものはどこまでか、準備するものは何か、具体的方法はどうか、定められた期間はどのくらい必要か、費用はどうか、手順はどうか、制限がかかるものは何か、そして結果として町民に対しての拘束力はどうかとか、全て法で決まっておりますので、住民投票は誰かがやってくれるものでなく、行うことが必要と思っている人が取り組む制度であります。

議会の8対3の多数により合併協議会が立ち上がり、進行中の現在、合併に賛成の人は、このままいけば合併がより身近になりますし、賛成の町民も多いはずと考えているわけですから、特別みずから住民投票をあえて起こすとか望まなくても不思議はありません。合併は反対である。そして、そう考えている町民もきっと多いはずだと思う方が、できるだけ早く声を上げて行動に移すべきであります。発議の方法に対して担当課に相談があったとき、しっかり説明できるようにしておきなさいと、ずっと前から指示をいたしておりますので、ぜひ住民の意向を必要とする場合には、それを常々申し上げている議員さんにはぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

私自身も、町民の意向を無視して合併はするつもりはありませんので、まずは反対の議員さんであれば12分の1、当町の場合、たった1人の発議でできます。その他の町民では、有権者の50分の1、260から二百七、八十ぐらい有効ということでできますので、それらをもとに、先ほど申し上げましたいろんな問題もありますので、ぜひ勉強をしっかりと、あるいは具体性を考えて取り組んでいただきたいと思っております。

初日、開会の挨拶の中で触れましたが、準備が整い次第、追加議案を出したいというようなものを申し上げておりましたが、整った結果として人事案件議案ともども入札、承認議案を再上程させていただいたところであります。私自身は全会一致を希望しておりましたが、採決の結果はご承知のとおりであります。異議ありという声もあったようですが、基本的には見解の相違ということで歩み寄れない議員諸氏もいたように思います。しかし、討論において反対意見を堂々と述べない姿勢はいかかなものかと思っております。議会の常識では、発言なきは賛成とみなされるということすら皆さんはご承知をされていないのかどうか、議員必携をお読みいただければ書いてあるはずであります。そういうことで、町民の民意を反映し、6名の賛成議員に、実質的には7名だと思っておりますけれども、議長も賛成ですから、ということで心から感謝を申し上げ、早速本契約に進みたいと思っております。

人事案件、教育委員2名が1月の同日付にて任期満了となりますが、任命制になったため、小学校再編等々進行中の課題対応の継続性等も考慮し、まずは教育長に残っていただくことを強く当人にもお願いし、さらには皆様のご厚意、見識で再任の了承をいただいたところでもあります。もう一方、同日付にて任期満了となりますし、辞意もあらわしていただいておりますので尊重させていただき、現在選考中ではありますが、諸般のいろんなことを私自身が勘案しますと、4月1日、いわゆる区切りのいい4月1日発令のほうがよくいかなというふうなことも含めて、何とかもう一方の教育委員の選任について候補者を対応できるよう検討中でございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

いずれにしても、全議案全て原案どおり可決いただき、ありがとうございました。全議案ではないですが、1つ。当方で上程した議案については、全議案原案どおり可決いただいたところであります。亀井議員さんのせっかくのいわゆる庁舎建設に対する思いは、先ほど否決になりましたけれども、私どもはいわゆる執行者としてしっかりと受けとめ、その理論、討議も建設委員会でしっかりとやられたということも私は思っておりますが、ぜひ折々またしっかりとごらんいただきながら、我々もその心を心として頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、否決とはいえど、ありがとうございました。

いずれにしても、そういう意味では年末に当たり、多忙が増す中、ご健康で議員各位には新年をお迎えいただきますようあわせて引き続きのご活躍も祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。お世話になりました。

○閉会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして平成28年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前10時50分）